

## 北信越市長会総会における分科会の持ち方について

長野県市長会事務局

### 1 経過

平成 26 年 10 月 16 日（木）・17 日（金）に、新潟県新発田市で開催された第 165 回北信越市長会総会時の第 1 分科会審議において、一部の市長から、「分科会付託議案については、事前送付などにより審議の円滑化を図り、参加市長による情報交換・意見交換に充てる時間を確保してほしい」旨の要望があった。

第 1 分科会の井口南魚沼市長による委員長報告において、同要望の趣旨に加え、次回以降の分科会の運営に反映することを付帯意見とした。

### 2 北信越市長会事務局としての取扱い

各県市長会において、対応案等を検討し、平成 27 年 2 月末に予定される事務局長会議において協議したうえで、第 166 回北信越市長会総会時に開催される役員会にその取扱いを諮る予定

### 3 長野県市長会としての対応（案）

- (1) 分科会は、総会から付託された議案の審議を行う場であることから、議論を深めるために必要な情報交換・意見交換であれば、時間の許す範囲ではあるが、多いに行うべきである。
- (2) 審議を行う議案と直接関係のない話題に関する情報交換・意見交換は分科会ではご遠慮いただき、意見交換会等を活用されるか、分科会での議案審議終了後に、一旦分科会を閉会にしたうえで次の行事に支障のない範囲において、有志による意見交換等を実施してはいかがか。
- (3) 議案の事前送付については、長野県市長会としてはその必要性を特段認めないが、各県の希望が多ければ、今後、そのように改めることを妨げるものではない。

#### 《参考》分科会の位置付け

- (1) 北信越市長会会則には明確な規定はないが、各県市長会から総会に提出された議案について、より効率的な審議を行うため、総会において審議するのではなく、行政分野別による 3 分科会に付託して審議を行っている。
- (2) 分科会における審議対象の議案は、北信越支部として全国市長会へ提出する議案であり、全国市長会を通じて国にその具現化を働きかけるものであることから、北信越支部として地域の実情を踏まえた適時的確な議案か否かの判断を分科会は求められている。